

2020年1月30日大阪高裁決定を受けての弁護士声明

大飯大阪仮処分弁護士団

本決定は、科学者の声を無視した決定である。本件は、前原子力規制委員会委員長代理であり、大飯原発の基準地震動審査の責任者であった島崎邦彦東京大学名誉教授の指摘に基づき運転差止めを求めた事案であるところ、島崎氏の指摘については、東京大学地震研究所の瀬瀬一起教授も同様の指摘をしている一方、これを否定する学者は一人として現れていない。そして、両氏の指摘に基づき、平成28年12月にレシピが修正されたことは明らかである。

島崎氏と瀬瀬氏は、地震学の第一人者であり、ともに原子力発電所の基準地震動の審査を担当してきた専門家である。彼らがこのような指摘を行うことで個人的な利益を得ることはなく、科学的事実を明らかにするという科学者の信念に基づく行動にほかならない。大阪高裁の山下郁夫裁判長、杉江佳治裁判官、細野なおみ裁判官は、傲慢にも、このような科学者の声を無視し、単に関西電力や規制委員会の主張をなぞるだけで本決定を出した。科学者の声を真摯に受け止めた先日の広島高裁の伊方原発運転差止仮処分決定とは真逆の決定である。

大阪高裁は、単に規制委員会が新規基準に適合するとの判断をしていることをもって、主張立証責任を住民側に押し付けた。また、特に何の根拠も示すことなく、関西電力の震源断層モデルのパラメータの設定が十分保守性を有すると判断してしまった。さらに、詳細な調査を行ったとしても、入倉・三宅式を適用するために十分な震源断層の情報を得ることはできないという島崎氏・瀬瀬氏らの意見を無視し、震源断層の詳細な調査をすればレシピ(ア)のみを用いることで十分であり、レシピ(イ)を用いないと安易に評価してしまっている。

このように本決定は、司法の責務を放棄したものといわざるを得ないが、大飯原発の基準地震動が過小であり、原発が危険であるという真実は何ら変わることはない。私たちは、これであきらめることなく、危険な原発から人々の生活、子どもたちの未来を守るため、一日でも早く原発をなくすための行動を続けていく所存である。

以上